

## 佐久市オープンデータ利用規約

2023年1月24日

佐久市オープンデータ利用規約（以下、「本規約」という。）は、佐久市公式ホームページ中のオープンデータサイトにオープンデータとして公開するデータ（以下、「公開データ」という。）の利用に関する規約です。

公開データは、以下の条項に従って、誰でも自由に利用（複製、加工、商用利用等）することができます。

### 1 本規約の承諾

公開データの利用をもって本規約の内容を承諾したものとみなします。

### 2 出典の記載

公開データを利用する際は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際 (<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>) に従って出典を記載してください。出典の記載方法は、次のとおりです。

#### (1) 公開データをそのまま利用する場合

出典：公開データ名称（クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際、ダウンロードしたページのURL、ダウンロードした日付）、佐久市 など

#### (2) データを編集、加工等して利用する場合

編集、加工等を行ったことを記載してください。

出典：公開データ名称（クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際、ダウンロードしたページのURL、ダウンロードした日付）、佐久市を編集、加工して作成 など

### 3 第三者の権利

(1) 公開データの中には、第三者（佐久市以外の者をいいます。以下同じ。）が著作権その他の権利を有しているものがあります。第三者が著作権を有しているデータや、第三者が著作権以外の権利（例：写真における肖像権、パブリシティ権等）を有しているデータについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で当該第三者から利用の許諾を得てください。

(2) 公開データのうち、第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的または間接的に表示、示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定、明示等を行っていないものもあります。公開データを利用しようとする場合は、事前に利用者の責任で第三

者の権利の有無等について確認してください。

- (3) 第三者が著作権を有している公開データであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

#### 4 公開しないデータ

佐久市情報公開条例（平成17年4月1日条例第15号）に定める非公開情報（法令秘情報、個人情報、法人情報等）に該当する可能性のあるデータその他の公開に支障があるデータは、公開しないこととします。

#### 5 準拠法と合意管轄

- (1) 本規約は、日本法に基づいて解釈されます。
- (2) 本規約による公開データの利用及び本規約に関する紛争については、長野地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

#### 6 佐久市の免責事項

- (1) 佐久市では、公開データについて様々な注意を払って掲載しますが、その内容の完全性、正確性、有用性、安全性等については、いかなる保証を行うものではありません。また、公開データは、佐久市の活動に関する情報の一部であって、そのすべてを網羅するものではありません。
- (2) 佐久市は、利用者が公開データを用いて行う一切の行為（公開データを編集、加工等した情報を利用することを含む。）について何ら責任を負うものではありません。
- (3) 公開データは、事前に予告することなく変更、移転、削除等が行われることがあります。
- (4) 佐久市は、佐久市公式ホームページ内のオープンデータサイト（以下、「佐久市オープンデータサイト」という。）の保守、火災、停電その他の自然災害・ウイルスや第三者の妨害行為等による不可抗力によって佐久市オープンデータサイトによるサービスが停止したことに起因して利用者が生じた損害について、一切責任を負いません。
- (5) 佐久市では、公開データからリンクされているサイト（以下、「リンク先サイト」という。）について、その掲載情報の正確性合法性等を保証するものではありません。万一、リンク先サイトの利用につき問題が生じた場合には、その責任はリンク先サイトが負っていますので、利用者ご自身の責任で対処してください。
- (6) 利用者による公開データの利用、利用者の本規約違反または利用者による第三者の権利侵害に起因または関連して生じたすべての苦情や請求については、利用者自身の費用と責任で解決するものとし、佐久市は一切の責任を負いません。

## 7 その他

- (1) 本規約は、今後変更されることがあります。
- (2) 公開データに個別の利用規約が設けられている場合は、そちらの規約が優先され、この限りではありません。